

## 集団的自衛権の行使容認に関し、慎重な議論を求める意見書

政府は、7月1日の臨時閣議で集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をした。

集団的自衛権は、国際連合憲章において明文化されているところであり、他の国家が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある国家が被攻撃国を援助し、共同してその防衛にあたる権利とされている。

しかしながら、集団的自衛権の行使容認については、我が国の安全保障及び国民生活に係わる重要な問題であり、恒久平和の維持という観点から、幅広い議論が必要と考えるが、国内には憲法第9条の下、様々な意見が存在し、一般的な理解が進んでいるとはいえない状況である。

一方、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の生命や安全を確実に担保する種々の方策の必要性が高まっている現実もある。

集団的自衛権については、これまでの歴代政府は「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで容認される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきたが、それにもかかわらず、突然、閣議決定による一方的な憲法解釈の変更では国民的理解を深めることはとうていできない。

よって、政府においては、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備に当たっては、平和に対する国民の不安や疑念を払拭するためにも、十分な国民への説明と、憲法の理念を尊重し国会等での慎重審議を尽くされるよう強く要請する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。